



厚生労働省群馬労働局発表
平成 28年 2月 29日

【照会先】

群馬労働局雇用均等室

室 長 宮村 雅江

地方機会均等指導官 庭山 たくみ

(電 話) 027-896-4739

施行直前 年度内最終!
**「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画策定
に向けた個別相談会を開催します**
～平成 28年 4月 1日 女性活躍推進法施行～

女性活躍推進法では、常時雇用する労働者の数が 301 人以上の事業主は、自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析を行い、状況把握・課題分析を踏まえた行動計画を策定し、法律が施行される本年 4 月 1 日までに策定した旨を都道府県労働局に届出をすることが義務となっています。

このことから、群馬労働局（局長 内田昭宏）では、行動計画策定に向けた説明会及び個別相談会を行ってきたところですが、法律の施行を直前に控え、労働局に確実に行動計画を策定した旨の届出をすることができるよう、実務担当者向けに本年度最終の個別相談会を開催いたしますので、この機会を御利用いただくよう御案内します。

【3月第1週】

日 時 平成28年3月1日（火）、3月4日（金）
9時00分～16時15分

場 所 群馬労働局 8階雇用均等室内相談室
（前橋市大手町 2-3-1 前橋地方合同庁舎 8階）

【3月第2週】

日 時 平成28年3月10日（木）、3月11日（金）
9時30分～16時15分

場 所 前橋地方合同庁舎 1階共用会議室
（前橋市大手町 2-3-1 前橋地方合同庁舎 1階）

※相談は各企業当たり1時間程度を予定しています。

※行動計画策定について「何をしたらよいか分からない」「作り方がわからない」など、様々な相談に対応します。

※労働者 300 人以下の事業主の皆様も御参加いただけます。

<添付資料>

- 施行直前！女性活躍推進法に基づく行動計画策定相談会を開催します（最終）
- 女性活躍推進法が成立しました！

施行直前！女性活躍推進法に基づく行動計画策定個別相談会を開催します（最終）

群馬労働局雇用均等室では、女性活躍推進法の施行直前に向けて、従業員301人以上の企業の皆様が円滑に「行動計画」を策定・届出をいただけるよう個別相談会を開催します。

「施行直前なのに何をどうしたら良いかわからない」「行動計画策定に向けて一から教えて欲しい」「我が社の行動計画を確認してもらいたい」「認定取得を考えたい」・・・など、様々なご相談に対応いたしますので、お気軽にご利用ください。

1 日時・場所

3月1日（火）、3月4日（金） 9：00～16：15

群馬労働局 8階雇用均等室内相談室

（〒371-8567 前橋市大手町 2-3-1 前橋地方合同庁舎 8階）

2 日時・場所

3月10日（木）、3月11日（金） 9：30～16：15

前橋地方合同庁舎 1階共用会議室

（〒371-8567 前橋市大手町 2-3-1 前橋地方合同庁舎 1階）

3 申込み

裏面「女性活躍推進法個別相談会申込書」によりFAXで群馬労働局雇用均等室までお申込ください。

群馬労働局雇用均等室 FAX 027-896-2227

※個別相談会以外の日にちでも随時相談をお受けしておりますので、お気軽にお問い合わせください。

【問合せ先】

群馬労働局雇用均等室（担当：庭山、小川）

〒371-8567 前橋市大手町 2-3-1 前橋地方合同庁舎 8階

電話 027-896-4739

FAX 027-896-2227

群馬労働局雇用均等室 (FAX 027-896-2227)

女性活躍推進法個別相談会申込書

1 企業名等

会社名			
所在地	〒		
参加者	部署名	名前	名前
電話番号			

2 希望日時 (希望の日時について第1希望は○、第2希望は△を記入してください)

	9時00分～ 10時30分	10時30分～ 12時00分	13時15分～ 14時45分	14時45分～ 16時15分	
3月1日 (火)					
3月4日 (金)					
	9時30分～ 10時30分	10時30分～ 11時30分	13時15分～ 14時15分	14時15分～ 15時15分	15時15分～ 16時15分
3月10日 (木)					
3月11日 (金)					

※予約状況により調整させていただく可能性がありますのでご了承願います。

連絡がない場合は、第一希望の日時に直接会場までお越しください。

※上記日程でご都合がつかない場合、個別のご相談も承りますので、雇用均等室 (電話027-896-4739) までお問い合わせください。

3 相談内容 (該当する番号に○を付けてください)

- ① 女性活躍推進法について ②課題分析 ③行動計画策定・届出
④ 情報公表 ⑤ 認定 ⑥ 女性活躍加速化助成金
⑦ その他 ()

女性の職場における活躍を推進する

女性活躍推進法が成立しました！

※ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

【301人以上の労働者を雇用する事業主の皆様へ】

平成28年4月1日までに、**①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などを行う必要**があります。

301人以上の労働者（※）を雇用する事業主の皆様は、以下のご準備をお願いします。

（※）労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。また、**300人以下の事業主の皆様は努力義務**となっています。

<ステップ1>

自社の女性の活躍状況を把握し、課題分析を行ってください

次の女性の活躍状況（①～④）については必ず**把握し、課題分析**を行ってください。

①採用者に占める女性比率 ②勤続年数の男女差 ③労働時間の状況 ④管理職に占める女性比率

- ★ 自社の女性活躍の状況把握、課題分析、行動計画の策定を行うことができる「**行動計画策定支援ツール**」をご活用ください。
- ★ 「行動計画策定支援ツール」は厚生労働省ホームページの他、群馬労働局ホームページからもご覧いただけます。

<ステップ2>

行動計画の策定、届出、社内周知、公表を行ってください

ステップ1の結果を踏まえて、女性の活躍推進に向けた**①行動計画の策定、②都道府県労働局への届出、③労働者への周知、④外部への公表**を行ってください。

①行動計画には、**(a)計画期間 (b)数値目標 (c)取組内容 (d)取組の実施時期**を盛り込んでください。

- ★ 女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースについては、**本年2月頃**厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、**行動計画の公表先**として、ぜひご活用ください！

（※）行動計画を策定した旨の届出については、本年1月から受付を開始しています。

<ステップ3>

自社の女性の活躍に関する情報を公表してください

優秀な人材の確保と企業の競争力向上につなげるため、**自社の女性の活躍に関する情報を公表**してください。

- ★ 女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースについては、**本年2月頃**厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、**情報公表先**として、ぜひご活用ください！

（※）①採用者に占める女性比率、②勤続年数の男女差、③労働時間の状況、④管理職に占める女性比率など、14の公表項目の中から、適切であると考える項目を一つ以上選んで公表してください。

事業主の皆様へ

女性管理職の中途採用が 行いやすくなりました！

これまで、

募集・採用において、総合職、一般職など

それぞれの雇用管理区分でみて、労働者に占める女性の割合が4割を下回っている場合のみ、特例として、女性のみを対象としたり、女性を有利に取り扱うことが認められていました。

男女雇用機会均等法に基づく指針※が改正され、

改正後は、

上記の場合に加え、係長、課長、部長など

それぞれの役職でみて、その役職の労働者に占める女性の割合が4割を下回っている場合も、特例として、女性のみを対象としたり、女性を有利に取り扱うことが認められるようになりました。

女性活躍推進法に基づき「女性管理職を増やす」という取組を行う場合、
“業務経験豊富な女性を管理職として採用する”ということも可能となります。

例えば、

● 総合職に占める女性割合は45%

という企業では、総合職の募集・採用において、女性のみを対象としたり、女性を有利に取り扱うことはできなかったため、総合職である部長や課長等の管理職を女性限定で募集したり、女性を優先的に採用することはできませんでしたが、指針の改正により、

● 管理職に占める女性割合が、

係長：50%、課長：35%、部長：10%

という状況の場合、女性割合が4割を下回る課長と部長の募集・採用において、女性のみを対象としたり、女性を有利に取り扱うことができるようになりました。

「〇〇担当部長募集〔〇〇業務、マネジメント業務経験者〕ただし、女性に限る」といった求人を行うことができます。

※「労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針」の改正 平成27年11月30日 告示・適用

お問合せは、都道府県労働局雇用均等室へ

【受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）】

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2859	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-224-6288	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8827
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-219-5509	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		



厚生労働省・都道府県労働局